

る目的で犯した窃盗の犯罪行為によって得たカーナビゲーションの販売代金合計1,106万4,000円とそれ以外の金額が混和した金額合計2,890万8,000円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装したものである。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項前段違反

8 この公告に関する問い合わせ先(申請書の提出窓口)

〒553-8512 大阪市福島区福島1丁目1番60号

大阪地方検察庁 被害回復給付金担当 電話(代表)06-4796-2200 内線3120

○ 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長(大阪地方検察庁検事正)に対して審査の申立てをすることができます(提出先は上記8のとおり)。

○ 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。

(2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る判決書の謄本の送達を受けた日から30日以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)当該処分をした検察官が所属する検察庁(大阪地方検察庁)の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

少額短期保険業者であった者に  
係る供託金の取戻しに関する  
公示

保険業法第272条の5第10項、保険業法施行令第38条の7第3項及び少額短期保険業者供託金規則第17条第1項の規定により、次の各号のとおり公示する。

1. 商号 アイペット損害保険株式会社  
2. 本店の所在地 東京都港区六本木1-8-7  
3. 代表者の氏名 代表取締役 高瀬 良二  
4. 取戻しをしようとする供託金の額  
133,000,000円

5. 上記少額短期保険業者であった者に係る供託金につき保険業法第272条の5第6項の権利を有する者は、平成24年12月25日までに少額短期保険業者供託金規則別紙様式第4号により作成した申出書に当該権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第4課に提出されたい。

6. 前号の期間内に同号の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年6月25日

関東財務局長 居戸 利明

所得税法第180条の規定に該  
当しなくなった外国人

所得税法(昭和40年法律第33号)第180条第2項による届出があったので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月25日

麹町税務署長 霜山 明夫

届出した者 エムティーピーシー・ハウジング  
ローン・コーポレーション

事務所等の名称 エムティーピーシー・ハウジ  
ングローン・コーポレーション

事務所等の場所 東京都千代田区丸の内三丁目2  
番3号富士ビルヂング

責任者の氏名 内山隆太郎

証明書の有効期限 平成28年4月8日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成24年(家)第274号

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

申立人 アコム株式会社

本籍青森県八戸市大字白銀町字北側本町33番地、最後の住所青森県八戸市大字白銀町字堀ノ外4番地26、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日平成19年11月3日、出生の場所青森県八戸市、出生年月日昭和21年9月8日、職業不詳

被相続人 亡 關下 勝藏

事務所青森県八戸市北白山台1丁目8番26号  
澤口法律事務所

相続財産管理人 弁護士 澤口 英司

青森家庭裁判所八戸支部

平成24年(家)第235号

岩手県盛岡市内丸10番1号

申立人 岩手県

本籍岩手県紫波郡紫波町平沢字長尾沢5番地6、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日平成22年10月1日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和41年11月2日、職業自営業

被相続人 亡 岩崎 直樹

事務所岩手県盛岡市内丸16番15号内丸ビル4階

相続財産管理人 弁護士 藤田 治彦

盛岡家庭裁判所

平成24年(家)第30109号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

本籍千葉県千葉市若葉区加曾利町520番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市若柴町50番地2、死亡の場所茨城県龍ケ崎市、死亡年月日平成18年9月17日、出生の場所千葉県千葉郡更科村、出生年月日昭和13年2月5日、職業無職

被相続人 亡 市原 静子

事務所千葉県中央区中央4丁目12番1号KA中央ビル5階梨本・山本総合法律事務所

相続財産管理人 弁護士 山本 好生

千葉家庭裁判所

平成24年(家)第70300号

神奈川県川崎市高津区下作延1丁目7番37号

申立人 船木 珠恵

本籍東京都千代田区永田町2丁目1番地1、最後の住所東京都港区南青山1丁目3番17-707号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日推定平成23年1月5日、出生の場所東京府北豊島郡滝野川町、出生年月日大正15年2月28日、職業不詳

被相続人 亡 船木 博

事務所東京都千代田区丸の内2丁目6番1号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人 弁護士 佐々木 奏

東京家庭裁判所

平成24年(家)第90034号

東京都日野市東平山1丁目5番地の52

申立人 長田さかゑ

本籍神奈川県川崎市幸区神明町1丁目42番地、最後の住所東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2 サンシャインホーム、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日平成24年5月2日、出生の場所東京府東京市淀橋区、出生年月日大正13年2月12日、職業無職

被相続人 亡 齋藤 しず

事務所東京都日野市三沢4丁目3番地11 ブチコート高幡1階 日野みなみ法律事務所

相続財産管理人 弁護士 松浦 信平

東京家庭裁判所立川支部

平成24年(家)第2067号

神奈川県平塚市浅間町9番1号

申立人 平塚市

本籍神奈川県平塚市大神2120番地9、最後の住所神奈川県平塚市大神2120番地の9、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日平成16年10月20日、出生の場所神奈川県中郡神田村、出生年月日昭和19年4月13日、職業不詳

被相続人 亡 深石 恬

事務所神奈川県小田原市本町1-10-25西湘法律事務所

相続財産管理人 弁護士 三宮 政俊

横浜家庭裁判所小田原支部

平成24年(家)第1483号

名古屋市中村区名駅南1丁目27番2号 日本生命笹島ビル8階 ささしま市税事務所

申立人 名古屋市ささしま市税事務所長 山田和義

本籍名古屋市中区明治1丁目2168番地、最後の住所名古屋市中区中割町1丁目9番地の8、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日平成20年5月7日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和4年3月5日、職業不詳

被相続人 亡 近藤富士枝

事務所名古屋市中区錦3丁目2-4 相互ビル3階 大場鈴木堀口合同法律事務所

相続財産管理人 弁護士 鈴木 雅雄

名古屋家庭裁判所